

平成20年度金沢市農村下水道事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 106,900	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、担保期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	106,900			

平成20年度金沢市の農村下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,843千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
農村下水道事業	41,400	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合に よって、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えをすることができるとする。
合 計	41,400			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	款 目	項 目	金 額 千円
1. 使用料及び手数料	金	1. 使 用 料	70,800
		2. 県 支 出 金	70,800
2. 県 補 助 金	金	1. 県 補 助 金	53,813
		3. 繰 入 金	368,496
3. 繰 入 金	金	1. 一 般 会 計 繰 入 金	368,496
		4. 諸 収 入	8,334
4. 諸 収 入	金	1. 雑 入	8,334
		5. 市 債	41,400
5. 市 債	債	1. 市 債	41,400
		歳 入 合 計	542,843

歳 出	款 目	項 目	金 額 千円
1. 農村下水道事業費	費	1. 農村下水道事業費	542,843
		歳 出 合 計	542,843

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 財産収入			490,627
2. 繰入金		1. 財産売却収入	490,627
			34,677
		1. 一般会計繰入金	34,677
3. 諸収入			27
		1. 雑入	27
4. 市債			75,600
		1. 市債	75,600
歳入	合計		600,931

歳出

款	項	金額
1. 住宅団地建設事業費		600,931
歳出	合計	600,931

平成20年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

平成20年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成20年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 75,600	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、借財取その他の都合に よる、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	75,600			

平成20年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,563千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成20年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
	1. 使用料及び手数料		262,181
		1. 使 用 料	262,181
	2. 繰 入		10,210
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	10,210
	3. 諸 収 入		172
		1. 市 預 金 利 子	160
		2. 雑 入	12
歳 入	合 計		272,563

平成20年度金沢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,840,851千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

歳 出	款	項	金 額
	1. 駐車場事業費		272,563
		1. 駐車場事業費	272,563
歳 出	合 計		272,563

歳 出	款	項	金 額
1. 総	務 費		162,360
		1. 総 務 管 理 費	162,360
2. 保	險 給 付 費		41,033,256
		1. 保 險 給 付 費	41,033,256
3. 保	健 事 業 費		217,743
		1. 保 健 事 業 費	217,743
4. 公	債 費		1,000
		1. 公 債 費	1,000
5. 繰	上 充 用 金		428,492
		1. 繰 上 充 用 金	428,492
	歳 出	合 計	41,840,851

歳 入	款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 險 料			9,470,039
		1. 国 民 健 康 保 險 料	9,470,039
2. 国 庫 支 出 金			10,531,979
		1. 国 庫 負 担 金	8,164,666
		2. 国 庫 補 助 金	2,367,313
3. 療 養 給 付 費 等 交 付 金			3,828,030
		1. 療 養 給 付 費 等 交 付 金	3,828,030
4. 前 期 高 齢 者 交 付 金			7,746,625
		1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	7,746,625
5. 県 支 出 金			1,834,636
		1. 県 負 担 金	219,884
		2. 県 補 助 金	1,614,752
6. 共 同 事 業 交 付 金			5,036,814
		1. 共 同 事 業 交 付 金	5,036,814
7. 繰 入 金			2,933,983
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,933,983
8. 諸 収 入			458,745
		延 滞 金、加 算 金 1. 及 び 過 料	3,250
		2. 貸 付 金 元 利 収 入	5,000
		3. 雑 収 入	450,495
歳 入	合 計		41,840,851

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 基金交付金			2,173,947
2. 国庫支出金			1,176,101
3. 県支出金			294,025
4. 繰入金			313,070
5. 諸収入			42,101
			100
			42,001
歳入	合計		3,999,244

歳出

款	項	金額
1. 総務費		16,344
2. 医療諸費		3,982,400
3. 公債費		500
		500
歳出	合計	3,999,244

平成20年度金沢市老人保健費特別会計予算

平成20年度金沢市の老人保健費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,999,244千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料	入	1. 後期高齢者医療保険料	3,897,861
		2. 繰入金	837,066
		1. 一般会計繰入金	837,066
3. 諸収入	入	1. 延滞金、加算金及び償還金及び選付加算金	300
		2. 市預金利子	100
		3. 市預金利子	100
		歳入合計	4,735,227

歳出	款	項	金額
1. 総務	費	1. 総務管理費	65,580
		後期高齢者医療金	4,669,147
2. 広域連合	納付金	1. 広域連合納付金	4,669,147
		3. 公債費	500
歳出合計	費	1. 公債費	500
		歳出合計	4,735,227

平成20年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

平成20年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,735,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 繰入金	金		14,166
2. 繰越金	金	1. 一般会計繰入金	14,166
			152
3. 諸収入	入	1. 繰越金	152
		1. 市預金利子	39,170
		2. 貸付金元利収入	3
		3. 雑収入	39,166
4. 市債	債		1
		1. 市債	27,162
		債	27,162
歳入	入	合計	80,650

歳出	款	項	金額
1. 民生費	費		80,550
		1. 母子寡婦福祉資金費	80,550
2. 公債費	費		100
		1. 公債費	100
歳出	出	合計	80,650

平成20年度金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成20年度金沢市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成20年度金沢市介護保険費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	27,162	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による。
合 計	27,162			

平成20年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,408,820千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。